

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

滋賀国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで

厚生年金保険に加入していた会社を退職したので、自分で国民年金の加入手続きを行った。自治会の会計担当者が保険料の納付書を各戸に配布しており、私とその納付書で夫婦二人分の保険料を農業協同組合で納付していた。その後、新しい会社に就職したが、同社を退職した時も、最初に交付された年金手帳を持って手続きに行った。

今まで、保険料の督促を受けたことは無く、申立期間について、妻は納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も長期にわたる任意加入期間を含め、平成17年2月に死亡するまで保険料をほぼ完納している上、申立期間に係る被保険者種別の変更手続きも適切に行っている。

また、申立人及びその妻の記録上確認できる保険料の納付日は、いずれも同日となっていることから、申立人及びその妻は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、A市に照会しても、「当時、納付書は原則として各自治会で配布しており、未納者には、納付勧奨のはがきを送付するほか、電話や訪問を行っていた。」と回答していることから、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

夫が、私の国民年金の加入手続をした後に、「納付できる限り、さかのぼって保険料を納付した。」と言っていた。国民年金手帳保管証の昭和44年度以降の欄に「㊟」と記載されているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA市発行の国民年金手帳保管証(兼国民年金保険料納付仮領収書)には、昭和44年10月から47年3月までの欄に「㊟」の記載がある上、申立人の夫の同保管証には、46年4月の欄に「㊟」の記載があり、同月は納付済みとされていることから、申立人の申立期間のうち、44年10月から46年3月までの期間については保険料が納付されているものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された46年11月19日の時点では、制度上時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立人の夫が同期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B統括支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年5月15日まで

昭和32年4月にA社に入社し、運転手として、平成7年に退職するまで継続して勤務していた。C営業所で勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が発行した在籍証明書及び「表彰状」などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA社D支店から同社C営業所（厚生年金保険の適用事業所はA社B統括支店）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に、A社C営業所における資格取得日に係る記録を30年5月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和28年4月については8,000円、30年5月及び同年6月については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年5月11日まで
② 昭和30年5月10日から同年7月21日まで

私は大学を卒業し、昭和28年4月1日にA社に入社以降、平成2年2月20日付けで定年退職するまで継続して同社に勤務した。

ところが、ねんきん特別便では、入社当初の昭和28年4月1日から同年5月11日までの期間及びC営業所に異動した30年5月10日から同年7月21日までの期間が厚生年金加入記録から抜けていた。

この間も毎月の給与から保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管している退職者一覧台帳、健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失証明、申立人と同期入社した同僚が提出した給料明細書などから判断すると、申立人がA社に昭和28年4月1日から継続して勤務し（昭和30年5月10日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所の記録から8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、30年7月の

社会保険事務所の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業場における資格取得日に係る記録を昭和24年4月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月22日から同年5月2日まで

社会保険庁の記録では、A社B事業場における厚生年金保険の資格取得日が昭和24年5月2日となっているが、同年4月22日から同事業場に勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及びA健康保険組合の健康保険被保険者・被扶養者資格取得証明書などから判断すると、申立人はA社B事業場に昭和24年4月22日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

国民年金の加入手続と保険料納付はすべて妻が行ってきたが、妻は、結婚した時に私の保険料が納付されていないことを知り、A市役所B支所で3年分の保険料を一括納付し、その後は集金人に毎月夫婦二人分の保険料を支払っていた。また、申請免除の手続をした覚えも無いので、申立期間が免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間について、A社会保険事務所及びA市役所の保険料納付記録は、いずれも申請免除とされており、A社会保険事務所が保管する被保険者台帳には、免除期間の追納勧奨が行われた記録が有るが、追納又は免除取消の記録は無い。

さらに、申立人は、申請免除の手続をした覚えもないと主張しているが、免除申請は毎年行うものであり、6年にわたり申請していないにもかかわらず、A社会保険事務所とA市役所が共に誤って申請免除と記録したとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から同年12月までの期間、39年8月及び41年2月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から同年12月まで
② 昭和39年8月
③ 昭和41年2月から50年12月まで

昭和38年から50年の間はAに住んでおり、会社勤めをしていた期間を除いては、集金人による納付方法で国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料納付に関する申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の記号番号は昭和53年11月11日に払い出されており、資格取得日は38年7月19日であることが確認できることから、この国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情やほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 611

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月、61 年 11 月、62 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 63 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月
② 昭和 61 年 11 月
③ 昭和 62 年 2 月から同年 5 月まで
④ 昭和 63 年 2 月

私は、将来のことを考え絶対に漏れが無いように現金で国民年金保険料を納付していたはずである。領収書等は最初のうちは手元に保管していたが、役所を信頼し処分してしまった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録から、当初、申立期間については、すべて第 3 号被保険者とされていたが、平成 8 年 6 月 13 日に夫の厚生年金保険被保険者期間に合わせて、第 1 号被保険者に訂正されていることが確認できる。このように、申立期間当時、申立人は、第 3 号被保険者とされていたため、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 612

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から47年1月まで

国民年金には制度開始時から妻と一緒に加入し保険料を納付していた。

その後、会社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、退社したため、すぐに国民健康保険に加入したので、国民年金にも加入したと思う。

昭和40年11月に事業所を設立したが、事業主のため社会保険に加入できず、47年2月に法人組織にするまで国民年金に加入していた。当時は町内会で保険料を集金していた。

申立期間は、妻は納付済みとなっており、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和40年8月から再び同被保険者資格を取得する前月の47年1月までであるが、同期間に係る国民年金の加入手続等についての申立人の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、すぐにA市役所において国民健康保険に加入したので、国民年金にも加入したと思うと主張しているが、A市は、「当時、国民健康保険と国民年金の窓口は隣接しており、一方に加入手続がなされた場合は、他方にも加入するよう勧奨していたが、国民健康保険のみ加入手続をし、国民年金の加入手続をしない人も多かった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続をし、被保険者資格を取得していたとすれば、申立人の妻の国民年金の被保険者種別が任意加入被保険者から強制加入被保険者に変更されることとなるが、申立人の妻は、昭和39年10月に国民年金に任意加入して以降、47年2月に厚生年金保険に加

入するまでの間、任意加入被保険者のままとなっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金事案 613

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から43年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から43年5月まで
申立期間当時は、事業所に住み込みで働いており、給与から国民年金保険料が天引きされていた。事業所から保険に加入していることを聞かされていたので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、当時の事業主は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、同僚に照会しても、そのような事実は確認できなかった。

さらに、申立期間について、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や、申立人が勤務していた事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月10日から34年1月1日まで
昭和32年7月10日ごろ、A社B支社C支部D出張所に採用され、33年2月に同社D支部が発足し、同年9月に私は係長になった。33年から34年にかけては、同社B支社管内で営業成績が2年連続1位となり、表彰を受け社内報にも取り上げてもらった。32年7月から継続して勤務しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述や所持する当時の社内報により、申立人が申立期間において、A社B支社D支部に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、当時、歩合制の給与を受けていたと述べていること、及び申立人が一緒に勤務していたと述べている同僚も厚生年金保険被保険者になっていないことから、従事していた業務内容及び雇用契約内容によって被保険者とならない場合があったものと考えられる。

また、A社は既に倒産しており、事業継承先であるE株式会社からは、当時の関連資料が無いため申立人の勤務実態を確認できないとの回答があった。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月から同年 7 月まで
(A社、B社)
② 昭和 37 年 1 月から同年 5 月まで
(B社、C社)

はっきりとした日付は覚えてないが、会社を変わっても、切れ目なく勤務し、離職期間は無かったはずなので、申立期間の厚生年金保険の加入期間について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は両申立期間において、勤務していた事業所、勤務期間、厚生年金保険の加入状況等についての記憶が曖昧である。

申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る備考欄には、昭和 35 年 2 月 29 日に資格を喪失後、健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証」の記載がある。

また、申立人には、A社の同僚についても記憶が無く、証言を得ることはできなかった。

さらに、B社の当時の事務担当者は、「当時、入社してしばらくの期間は厚生年金保険に加入させないで、正社員になるまで様子を見ていた期間があった。」と証言しており、当該事業所は試用期間には、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、複数の同僚からは、申立人の勤務期間等について証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、C社の同僚についても記憶が無く、証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社、B社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、いずれの事業所についても申立期

間において、整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、いずれの事業所も既に全喪しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から 36 年 3 月 1 日まで
昭和 35 年 9 月から A 社に勤務し、36 年 2 月に同じ職場の同僚 2 名とともに同社 B 工場に転勤した。
申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に A 社から同社 B 工場に転勤した同僚の厚生年金保険の資格取得日は、同社 B 支店において申立人と同じく昭和 36 年 3 月 1 日となっており、A 社での厚生年金保険の被保険者期間が無い。

また、同時期に同社から同社 B 工場への転勤について、同僚に当時の状況を照会したところ、「B 工場に転勤した申立人と同僚は、同社 B 工場が稼働する半年ほど前に入社したと思う。同社 B 工場での勤務を見越しての採用ではなかったか。」との証言をしており、申立人及び同僚の厚生年金保険の加入日は、同社 B 工場に転勤した昭和 36 年 3 月 1 日であることがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の被保険者としての記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、これを確認できる資料が無く、申立てを裏付ける証言等を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月15日から同年7月15日まで

私の夫は、昭和28年1月9日にAを退職後、B社C工場に昭和28年1月15日から37年5月まで勤務していた。しかし、社会保険事務所の記録では厚生年金保険に加入したのが28年7月15日からとされている。私と夫はその年の3月26日に結婚したが、夫の両親にしても無職の息子を婿養子に出すわけがないので納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した写真及び詳細な証言から、勤務開始日は特定できないものの、申立人が厚生年金保険被保険者資格取得日以前からB社C工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社の事業主に、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、申立人の資格取得日である昭和28年7月15日に申立人のほかに12人が資格を取得しており、このうちの一人は、「自分は中途採用で、一定の試用期間を経て正社員に採用された。正社員となった時から厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、申立人についても中途採用であり、一定の試用期間を経て正社員に採用されたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が昭和 50 年 6 月 1 日から同年 11 月 17 日までとされているが、同社には同年 1 月 1 日から勤務していたので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の同僚の氏名等を記憶していることから、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、複数の同僚は「入社後、しばらくの間は試用期間であり、入社日が厚生年金保険の資格取得日ではなかった。」と証言していることから、当時、A社においては、入社後一定の期間が経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたと考えられる。また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、事業主に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。